

さくら市農業委員会総会議事録（令和6年7月定例総会）

1. 開催日時 令和6年7月25日（木）午後1時30分から午後2時37分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（17人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	7番	高木 るみ子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（2人）

6番	片岡 純雄
9番	手塚 智枝子

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 非農地証明願について
	議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について
	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
	議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第7号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大竹 宏委
副主幹兼係長 小倉 真理
主査 高野 洋
主事 大野 まりか

7. 会議

事務局	大竹	定刻になりました。 本日の出席委員は 17 名で、6 番片岡純雄委員、9 番手塚智枝子委員が欠席ですが、定足数に達しており、総会は成立いたします。 それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	七久保	皆さんこんにちは。暑い中、お忙しいところご苦労様です。暦のうえでは大暑ということで 1 年中で一番暑い時期です。健康に留意いたしまして地域計画策定の話し合い、農作業等に従事してください。 それではただ今から、さくら市農業委員会 7 月定例総会を開催いたします。
事務局	大竹	それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	七久保	それでは、会議に先立ちまして、6 月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第 5 条の規定による許可、申請者 ○○ 1 件につきまして、栃木県農業会議に諮問したところ 6 月 27 日付けで許可相当の答申を受けました。 許可書については、さくら市都市整備課の土地開発事前協議に係る承認に合わせて交付しますので、ご報告いたします。 次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。 はじめに、第 1 調査会の委員長からお願いいたします。
1 番	古澤	本日午前 10 時より全員出席のもと書類および現地調査を行い

		ました。案件として議案第1号3件、議案第5号1件の合計4件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	七久保	次に、第2調査会委員長の報告を求めます。
11番	小林	本日午前9時30分より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号2件、議案第4号1件、議案第5号1件、議案第6号3件の合計7件でございます。後ほど担当委員から詳細な説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	七久保	次に、第3調査会委員長の報告を求めます。
17番	大谷	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第3号3件、議案第6号1件の合計4件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	七久保	次に、第4調査会副委員長の報告を求めます。
16番	小川	本日午前10時より3名出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第3号1件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	七久保	それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。 11番の小林義和委員、12番の石塚良男委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。 議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。) なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。

		以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
18番	手塚	案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) この案件は、農振除外許可済の案件であります。 事務局の説明のとおりなので、問題ないと思います。 7月23日に地元推進委員さんと現地調査を行い、本日の調査会で協議を行った結果、問題ないと判断しております。 以上のような状況でございます。 ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第1号 番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号 番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。) なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
18番	手塚	案内図1-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請地は現在駐車場となっておりまして、20年以上経過して

		おります。農地に戻すことは出来ない案件です。 周辺にも農地はありませんので問題ないと思います。 ２３日に地元推進委員さんと現地調査を行い、本日の調査会で協議を行った結果、問題ないと判断しております。 以上のような状況でございます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第１号 番号２番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第１号 番号２番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第１号 番号３番について事務局の説明を求めます。
事務局	高野	（議案第１号番号３番について、朗読して説明する。） なお、非農地証明事務処理要領の２の（３）の「人為的な転用行為が行われてから２０年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明を願います。
１８番	手塚	案内図１－３をご覧ください。（申請の場所を説明する。） 先ほどの申請地と隣接している土地です。 問題ないと思います。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】

議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号 番号 3 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 1 号 番号 3 番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。 番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第 2 号番号 1 番について、朗読して説明する。) この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。 今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2 名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第 2 調査会の委員長より指名願います。
1 1 番	小林	あっせん委員といたしまして、1 0 番 神山智子委員、1 1 番 私、小林義和が担当いたします。
議長	七久保	それでは、議案第 2 号 番号 1 番のあっせん委員は、1 0 番 神山智子委員、1 1 番 小林義和委員を指名します。 続きまして、議案第 2 号 番号 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第 2 号番号 2 番について、朗読して説明する。) この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。 今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依

		頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。
11番	小林	あっせん委員といたしまして、3番 小菅和彦委員、14番 小堀義明委員を指名します。
議長	七久保	それでは、議案第2号 番号2番のあっせん委員は、3番 小菅和彦委員、14番 小堀義明委員を指名します。 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番から番号3番の3件については、譲受人が同一の所有権移転でありますので、一括審議にさせていただきます。 それでは、議案第3号番号1番から番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第3号番号1番から番号3番について、朗読して説明する。) 法人の農地法3条許可について、補足説明いたします。資料は「議案第3号 番号1・2・3番 補足資料」をご覧ください。通常、農地法3条の許可をするためには、許可要件である全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件を満たしている必要があることはご承知のとおりであります。法人が農地を所有する場合は、その要件に加え、農地所有適格法人としての要件を満たす必要があります。そこで、農地法3条許可の審議に先立ち、譲受人である〇〇が農地法第2条第3項に規定される農地所有適格法人として適切か否かの審議が必要となります。 これより、申請法人の状況を説明いたしますので、農地所有適格法人として認められるか否か、また、あわせて農地法3条許可についての審議をよろしく願いいたします。なお、申請法人につきましては、既に△△市内に農地を所有しており、△△市において農地所有適格法人として認められていることを申し添えます。 はじめに、農地所有適格法人として認められるためには、「法人形態要件」「事業要件」「構成員要件」「役員要件」の4つの要件を

満たす必要があります。

資料の番号1をご覧ください。「1 法人形態要件」ですが、法人形態が農事組合法人・株式会社（公開会社でないものに限る）・合名会社・合資会社・合同会社のいずれかであることが要件となっております。〇〇は平成□□年□月□日に設立された合同会社であり、これは履歴事項全部証明書、定款等から確認済みです。

よって、「1 法人形態要件」については満たしていると判断します。

続きまして、番号2「事業要件」です。農地法第2条第3項では「主たる事業が農業」（関連事業を含む）であることが要件として規定されています。また、主たる事業が農業および農業関連事業か否かの判断基準は、「その判断の日を含む事業年度前の直近する3か年におけるその農業に係る売上高が、3か年における法人の事業全体の売上高の過半を占めているか否か」によるとされています。

申請法人の主な事業が農業であることは履歴事項全部証明書や定款等から確認済みです。また、農業に該当しない事業の売上げが過半を占めないことも確認済みですので、「2 事業要件」は満たしていると判断します。

続いて番号3の「構成員要件」について説明いたします。合同会社である〇〇の場合、総社員の過半が農業関係者であることとされております。農業関係者とは「①農地の権利提供者」「②その法人の農業の常時従事者（年間150日以上）」「③基幹的な農作業を委託した個人」「④地方公共団体、農協、農地中間管理機構等」のいずれかに当てはまる者のことを指しています。

〇〇の総社員数は4名であり、そのうち3名が農業へ年間150日以上従事していること、またそのうち1名は当該法人への農地の権利提供者であることが、営農計画書、農地所有適格法人報告書などから確認済みです。

よって、「3 構成員要件」に関しては、農地の権利提供者もしくは農業常時従事者が総社員数の過半以上となるため、要件を満たしていると判断します。

続いて、要件4「役員要件」について説明いたします。

内容としては、「①法人の理事等の過半は法人の農業に常時従事（年間150日以上）する構成員であること」「②役員又は法人の農業について権限と責任を有する重要な使用人（農場長等）の内1人以上が法人の農作業に従事（年間60日以上）すること」これら2つを満たすことが要件となっております。

		〇〇における役員は、代表社員：●●、業務執行社員：▲▲、同じく業務執行社員：■ ■となっていることは定款に定められており、確認済です。また、役員 3 名の農業従事日数が年間 150 日であることも確認しておりますので、農業の常時従事者が役員の過半を占めていること、かつ役員のうち 1 人以上が法人の農作業に年間 60 日以上従事していることから、「4 役員要件」は満たしていると判断します。 以上のことから、〇〇は農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると判断します。 農地所有適格法人としての要件のご説明は以上となります。また、3 条許可の要件である全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件に関しては、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 つきましては、説明が長くなりましたが、譲受人である〇〇は要件を満たしていることから農地所有適格法人として承認してよろしいか、また、承認の上は、農地法第 3 条の許可をしてよろしいかあわせてお諮りします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
5 番	田崎	案内図 3－1 から 3－3 をご覧ください。 (申請の場所を説明する) 譲受人の〇〇は、△△市に農業法人を設立され、イチゴ、麦、ほうれん草、ネギ等を中心とした経営を行っております。△△市の農業委員会から耕作証明書が発行されている法人であります。 また、令和□年□月に県より認定農業者にも認定されております。譲渡人の◎◎氏、▽▽氏、◇◇氏の土地の売却の話がございまして、一団地として利用する方向で購入し、規模拡大を図るものです。 20 日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。 以上のような状況でございます。 皆様のご審議をお願いします。
議長	七久保	それでは、農地所有適格法人、それから 3 条の許可申請について質疑に入ります。

3 番	小菅	現時点で、〇〇さんは、△△市のほうで農地所有適格法人として認められているようですが、今回の農地で、具体的にどんな作物を作って、どこで販売するのか等、その辺の情報で分かることがあったら教えてください。
事務局	大野	〇〇より営農計画書をいただいております、さくら市では麦を作付けすることになっており、全て●●に出荷する計画となっております。
1 4 番	小堀	さくら市内に営業所的なものは無くてもよろしいのでしょうか。
事務局	大野	さくら市内に営業所は無くても差し支えないということになっております。
議長	七久保	他に質問等ございますか。 それでは採決に入ります。 農地所有適格法人について適であることと、農地法 3 条の申請につきまして、議案第 3 号 番号 1 番から番号 3 番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 3 号 番号 1 番から番号 3 番について、農地所有適格法人については適であるということで、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 3 号 番号 4 番について事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第 3 号番号 4 番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
1 3 番	軽部	案内図 3－4 をご覧ください。(申請の場所を説明する)

		この案件は、父の〇〇さんから子の△△さんへ贈与する案件です。△△さんは、ご主人様と25年以上この土地を耕作しております。現時点で田圃の所と保全管理している所がありますが、非常に綺麗に草刈り等を行っております。特に問題は無いと思います。 今月19日に現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと思われます。 ご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号4番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第4号番号1番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、駅の周辺1Km以内、宅地化率40%以上の区域内でありますので第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
2番	手塚	案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) 本申請は、〇〇さんが耕作するのに進入する道を確保する申請です。 転用行為の必要性は、申請地の大部分を転用するため残地の耕作が困難になるため、耕作者が別の耕作地に進入することが出来

		るように通路を確保する必要があります。 土地の選定理由ですが、申請人〇〇は居住地のほか本件申請地△△番以外は農振農用地区域以外の土地を所有していません。周辺の候補地は宅地及び水路用地であり、通路の設置が困難なためここしかなく選定しました。 土地利用計画は、通路は砂利敷き 10 cm 厚。取水なし。排水なし。雨水の処理は敷地内にて浸透処理。土地の利用計画の詳細は、別紙土地利用計画図のとおりです。 資金計画は、収入は預金残高 719 万円。支出は共通仮設費 6 万円、路盤工 24 万 8 千円、現場管理費 3 万 7 千円、諸経費 17 万 3 千円、合計 51 万 8 千円です。 周辺農地への被害防除策ですが、周辺の状況は、東が道路、西は田、南は田、北は宅地です。申請地の周囲には、堰堤又はコンクリートブロックを設置して土砂流出を防止します。周辺農地への影響は軽微と思われますが、転用に際しては十分注意します。 21 日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無問題と判断しております。 以上のような状況でございます。 審議の程よろしくお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 4 号 番号 1 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 4 号 番号 1 番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。 番号 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第 5 号番号 1 番について、朗読して説明する。)

		この件につきましては、転用の目的及び内容に大きな変更はありませんが、開発許可申請において土地利用計画の一部に変更があったため開発許可との整合性を図るため事業計画の変更を行うものです。 また、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち２種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね５００m以内に２以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地でありますので、第３種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
８番	関	案内図５－１をご覧ください。（申請の場所を説明する） 本申請は、令和○年○月○日付けで農地法第５条の許可を受けた土地に係る事業計画を変更する案件です。許可申請後において県の都市計画課から開発道路の回転広場面積の不足の指摘があり、これを修正するにあたり区画割りに変更を加えるものであります。計画自体に大きな変更は無く、区画形状のみの変更であり、資金計画や周辺農地への影響等にも変更は生じないため、特に問題は無いと考えております。 ご審議の程よろしくお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第５号 番号１番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第５号 番号１番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第５号 番号２番について、事務局の説明を求めます。

事務局	高野	(議案第 5 号番号 2 番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約 0. 2 h a で、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第 2 種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
3 番	小菅	案内図 5－2 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 事務局から説明があったとおり、この案件は平成〇年に転用許可を受けた土地を、当時、貸住宅として転用計画が出されていましたが、社会情勢の問題等もありまして、事業計画の見直しが必要な状態でありましたが、〇〇さんが貸ガレージと駐車場として利用したいということで同意があり、この事業を継承することになりました。 〇〇さんは、不動産の売買、賃貸、仲介及び管理、その他に中中車の売買、ガレージ倉庫の賃貸等の業務をしております。当該申請地は住宅地と△△川の堤防に囲まれており、広い土地であり日照通風も良く、公衆用道路に接しているため最適な土地であると判断し事業計画に至りました。 周辺は静観な住宅地と△△川の堤防に囲まれており、1 3 0 0 m²以上の広い土地であり、日照通風も良く、幅員 4 m 以上の公衆用道路に接しており、公共上水道施設があり、平坦で防犯のうえでも最適な土地であると判断し事業計画をしました。 土地利用計画ですが、貸ガレージ倉庫及び中古車用駐車場でございます。進入路は市道□□号線、敷地内は砂利を 6 0 cm 程度盛土します。給水は、さくら市公共水道より取水。排水は合併浄化槽 5 人槽で処理し、地下浸透槽で浸透させます。 資金計画は、土地造成工事費、土地代金、ガレージ倉庫建築費、事務手数料合わせて 1, 5 0 0 万円全額借入金によって賄う予定でございます。 周辺農地への被害防除策ですが、北側・南側・西側に農地は無く、東側には●●土地改良区の農業用用水が隣接していますが、敷地内を砂利敷とするため敷地内自然浸透とし、土砂・雨水等が流出することが無いようにします。また、建物の高さが 2. 6 6 m ありますが、周辺に農地は無く日照等に問題はありません。 また、駐車場の資金計画として土地取得費、造成費、建築費、

		事務費で2,260万円、全額自己資金により残高証明書も添付されております。 以上のような状況でございます。 今月20日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。特に問題はないと判断します。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第5号 番号2番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第6号番号1番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約0.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
5 番	田崎	案内図6-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲渡人〇〇さんから、譲受人△△が賃貸借権により太陽光発電設備として転用する案件です。 申請者は□□市に本社を置く太陽光発電設備を主な事業とする資本金1,000万円の法人であります。

		転用行為の必要性和土地の選定理由ですが、申請地は陽当たりが良く、周辺環境等も好条件であり、譲渡人から賃借が出来ることから、今回の申請に至りました。 土地利用計画ですが、申請地に太陽光パネル500W160枚、92,800kwを確保しようとするものでございます。雨水については敷地内自然浸透でございます。その他の排水はございません。 資金計画は、設備工事費が9,361,535円、工事負担金が846,465円、合計10,208,000円全額自己資金でございます。残高証明書が添付されております。 周辺農地への影響ですが、東西南北、雑種地や太陽光発電設備であり、農地への影響はありません。 20日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが問題ないと判断しております。 以上のような状況でございます。 ご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第6号 番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号 番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第6号 番号2番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がり約0.2haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

		以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
3 番	小菅	案内図 6－2 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 先ほど 5－2 で説明した事業計画変更の転用申請でございます。 内容については事務局の説明のとおりです。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 6 号 番号 2 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 6 号 番号 2 番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 6 号 番号 3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第 6 号番号 3 番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある 10ha 以上の農地の区域内にありますので、第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、かつ、事業の目的に供する土地の面積に占める第 1 種農地の面積の割合が 3 分の 1 を超えないもの」でありますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
1 4 番	小堀	案内図 6－3 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 申請人の〇〇さんは、親の同一敷地内に建物を建てるというこ

		とで、敷地は宅地になっているのですが、周りの農地の一部を分割し農地の転用を申請しました。北側に細長く申請していますが、幅1.8mの狭いところで、昔の畦畔の残りがそのまま農地として残ってしまったと思われます。 周辺は、建設予定敷地の南側は水田で、東側は畑です。この一角を転用して建物の敷地として一体利用したいということで申請に至りました。 19日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。特に問題はないと判断します。 ご審議の程よろしくお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第6号 番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号 番号4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第6号番号4番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、駅の周辺1Km以内、宅地化率40%以上の区域内でありますので第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
2番	手塚	案内図6-4をご覧ください。(申請の場所を説明する) 申請人は〇〇に勤務し、自動車部品の開発に従事し自動車に関連する情報に精通しています。このなかでモータースポーツに関

		わる人の保有する二輪車・四輪車を保管するガレージが不足してこの需要があることから、今回の事業を計画しました。 現在の利用状況は、隣接地に父が保有する貸ガレージがあり、14台の利用者がいます。 転用行為の必要性は、父が経営する貸ガレージは現在すべてを貸し出しており、新規の需要に答えられないでいます。よって、利用を希望する人のために今回2期工事を計画します。ガレージを設置できる敷地と転回するスペースが必要となります。 土地の選定理由ですが、申請人△△は、申請地に隣接して居住しています。施設を管理するうえで最適の立地です。居住地のほかには農振農用地区域外の土地を所有していません。周辺の候補地は用地交渉が困難なためここしかなく選定しました。 土地利用計画ですが、建築物は賃貸ガレージ連棟型、自動車20台分。取水は無し。排水も無し。雨水は敷地内にて浸透処理します。土地の利用計画の詳細は、別紙のとおりです。 資金計画については、収入で預金残高1,501万円、借入金1,500万円、合計3,001万円です。支出は整地工事費65万6千円、基礎工事費345万1千円、ガレージ工事1,398万6千円、電気工事118万4千円、合計2,518万2千円です。 周辺農地への被害防除対策ですが、周辺の状況は、東が道路、西が水路、南が耕作通路、北が宅地です。申請地の周囲には高低差が発生する箇所に堰堤又はコンクリートブロックを設置して土砂流出を防止します。周辺農地への影響は軽微と思われますが、転用に際しては十分注意します。 21日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。特に問題はないと判断します。 以上のような状況でございます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。

		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 6 号 番号 4 番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第 7 号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。 令和 6 年度 第 4 号 公告予定年月日は令和 6 年 7 月 31 日です。 計画の内容といたしましては、利用権設定が新規設定 2 件、再設定 5 件、所有権の移転が 2 件です。 なお、詳細につきましては、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。 以上です。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 7 号について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 7 号については、原案どおり承認されました。 次に、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」番号 1 番から番号 2 番、 報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」番号 1 番から番号 2 番はお目通しを願います。 本日の議題はすべて終了しました。 以上を持ちまして、さくら市農業委員会 7 月定例総会を閉会い

たします。

(午後 2 時 3 7 分)